



勝沼らしい文化的景観（勝沼のブドウ畑及びワイナリー群の文化的景観）

平成16年の文化財保護法の改正により、「文化的景観」が文化財の一つとされました。

「文化的景観」とは、地域に暮らす人々が、生活や仕事を営む中で、地域の自然や地形を巧みに利用したことにより生み出されてきた景色です。

甲州市では、重要文化的景観選定を目指し、「勝沼にしかない、勝沼らしい景観」を将来に渡って守っていかうという取り組みを進めています。

【重要文化的景観選定申出予定範囲】



※文化的景観についての詳細は、広報7月号折込チラシにてご確認ください♪

重要文化的景観の候補となる範囲

※地図中の  部分

北は、勝沼2区・3区・5区・6区・7区・8区の小字を境界

南は、田草川（南側）

東は、勝沼堰堤

西は、勝沼9区・10区・11区・祝3区・10区の小字を境界

文化的景観保存活用計画策定に向けての取り組み



(1) 文化的景観保存活用計画策定アドバイザー会議の立ち上げ

文化的景観保存活用計画とは、文化的景観の位置や範囲、**どのように守っていくのかという方針**などが書かれたものです。文化庁や県、大学の先生、勝沼地域の代表の方々から意見をいただき、より良い計画となるよう話し合いをしています。

(2) 甲州市文化的景観保存活用計画 **区長・住民説明会** を開催しました!!

7月19日、23日は申出範囲となる勝沼・祝地区区長を対象に、8月2日は、住民の方々に向けた説明会を開催しました。

参加した地域の方々からは、「勝沼は、県内を代表する風景となる可能性を十分に持っている。行政、地元住民、関係者がタッグを組むことが重要だと思う」や「文化的景観を守っていくためには、地域の魅力を共有する住民を育てる必要がある」など、率直なご意見をいただきました。

いただいたご意見を参考としながら、これからも取り組みを進めて参ります！



説明会の中でいただいた住民の方々からの質問と事務局の回答を紹介します！（一部）

Q. 高齢者問題が一番大きな心配で、畑をやめてソーラーパネルを設置するという方も増えてくると思います。ソーラーパネルの設置に規制がかかるのは懸念します。

A. その畑が計画策定には欠かせない※「**重要な構成要素**」なのか、そうでないのかによって異なります。重要な構成要素でないならば、他の法令の要件を満たせばソーラーパネルを設置することも可能です。重要な構成要素の場合は、文化財担当と所有者で協議をする必要があります。

Q. 文化的景観として選定するのはいいけれど、住民がどれくらい内容を理解しているかが問題だと思います。どのように周知するのですか？

A. 計画の内容などを広報に載せたり、かつぬま旬報の発行など、どの世代にもわかりやすく周知していきます。また、小中学校とも連携をして、文化的景観の内容を学習プログラムや特色のある教育活動などに取り入れていただくよう進めます。

勝沼の文化的景観にどのような魅力があるのか共有し、景観を大切にしていきたいという気持ちを育んでいきたいと思います。



※重要な構成要素とは

これが無くなってしまうと文化的景観を守ることができないというような、その地域の文化的景観の特徴を表しているもの。建物、道路、川といった工作物、また棚田やブドウ畑のような生業と関わる土地などを文化的景観の重要な構成要素として決めることができます。

→重要な構成要素に特定されたものについては、変更や消滅の際に**届出が必要**

→重要な構成要素の特定には、**所有者等の同意が必要**

よろしくお願ひします



重要な構成要素の所有者等の皆様へは、文化財担当から、内容の説明と同意のお願いにつきまして、通知やご連絡、ご訪問をさせていただく予定です。

